平成22年	5月	昭和20年5月2日から昭和20年6月1日までに生まれた者	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6月	昭和20年6月2日から昭和20年7月1日までに生まれた者	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7月	昭和20年7月2日から昭和20年8月1日までに生まれた者	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—
	8月	昭和20年8月2日から昭和20年9月1日までに生まれた者	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—
	9月	昭和20年9月2日から昭和20年10月1日までに生まれた者	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—
	10月	昭和20年10月2日から昭和20年11月1日までに生まれた者	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—
	11月	昭和20年11月2日から昭和20年12月1日までに生まれた者	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—
	12月	昭和20年12月2日から昭和21年1月1日までに生まれた者	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—
平成23年	1月	昭和21年1月2日から昭和21年2月1日までに生まれた者	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—
	2月	昭和21年2月2日から昭和21年3月1日までに生まれた者	4,330	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—
	3月	昭和21年3月2日から昭和21年4月1日までに生まれた者	4,710	4,330	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400

別表第二十九（第六条第三項関係）〔平成23年３月までの間に法附則第５条第６項第４号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の付加保険料を前納する場合〕

法附則第５条第６項第４号該当により資格喪失する者の資格喪失予定年月		前納する月											
		平成22年										平成23年	
		3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
平成22年	4月	円 400	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
	5月	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	6月	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	7月	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—	—
	8月	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—	—
	9月	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—	—
	10月	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—	—
	11月	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—	—
	12月	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—	—
平成23年	1月	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—	—
	2月	4,330	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400	—
	3月	4,710	4,330	3,940	3,550	3,160	2,770	2,380	1,990	1,590	1,200	800	400

別表第三十（第七条第一項関係）〔１年間の保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成22年４月
前　納　額	177,400円

別表第三十一（第七条第一項関係）〔６月間の保険料を口座振替で前納する場合〕

前納する月	平成22年４月及び平成22年10月
前　納　額	89,570円

別表第三十二（第七条第二項関係）〔平成23年３月までの間に法第９条第３号の規定に該当して資格喪失する被保険者が、当該規定に該当して資格喪失するまでのすべての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

資格喪失予定年月		法第９条第３号該当により資格喪失する者の生年月日	前納する月	
			平成22年	
			4月	10月
平成22年	5月	昭和25年5月2日から昭和25年6月1日までに生まれた者	円 15,050	円 —
	6月	昭和25年6月2日から昭和25年7月1日までに生まれた者	30,050	—
	7月	昭和25年7月2日から昭和25年8月1日までに生まれた者	45,010	—
	8月	昭和25年8月2日から昭和25年9月1日までに生まれた者	59,910	—
	9月	昭和25年9月2日から昭和25年10月1日までに生まれた者	74,760	—
	10月	昭和25年10月2日から昭和25年11月1日までに生まれた者	89,570	—
	11月	昭和25年11月2日から昭和25年12月1日までに生まれた者	104,330	15,050
	12月	昭和25年12月2日から昭和26年1月1日までに生まれた者	119,040	30,050
平成23年	1月	昭和26年1月2日から昭和26年2月1日までに生まれた者	133,700	45,010
	2月	昭和26年2月2日から昭和26年3月1日までに生まれた者	148,320	59,910
	3月	昭和26年3月2日から昭和26年4月1日までに生まれた者	162,880	74,760